

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◆ 株式譲渡益100万円特別控除制度の改正政令

**Q** : 長期所有上場株式を譲渡した場合の100万円特別控除制度の詳細が明らかになったようですが、内容を教えてください。

**A** : 特例の適用対象となる上場株式等の範囲などが明らかにされました。

### 【解説】

長期所有上場株式等を譲渡した場合の100万円特別控除の特例は、譲渡の日における所有期間が1年を超える上場株式や店頭登録株式を証券業者等を通じて売却し、申告分離課税の適用を選択した場合に、この長期所有株式の譲渡所得金額について100万円の特別控除を行うというもので、平成13年10月1日から平成15年3月31日までの譲渡に適用される時限措置です。

この制度の創設に伴い、措置法施行令の改正政令が公布されました。

今回の改正政令では、特例の適用対象となる上場株式等の範囲が明らかにされました。まず、ストックオプションにより取得した特定新株引受権等に係る株式は対象から除くこととしたほか、証券取引所に上場されている協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資、店頭売買登録銘柄として登録された株式及び特定株式投資信託の受益証券は上場株式に類するものとして対象となることが明らかにされています。

このほか、譲渡損が生じた場合の控除規定も整備されています。

